

資料 7

小規模事業場等排水対策指導要領（別表第 2～4）

別表第 2（第 3 関係 化学的酸素要求量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場 で日平均排 水量が 50 立 方メートル 未満のもの	条例の規定によ る排水基準（以下 「上乗せ排水基 準」という。）が 適用されるもの	既設の 事業場等	特定 排水水	付表 1 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄（1）に掲げる値
			新設の 事業場等		付表 1 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄（2）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が 20 立方メートル以上のもの		排水水	1 6 0
2	別表第 1 に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が 50 立方メートル以上のもの				

備考

- この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。
 (1) 昭和 57 年 7 月 1 日における政令別表第 1 に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち（2）
 に規定する施設以外の施設を昭和 56 年 6 月 30 日において現に設置している工場又は事業場（設置
 の工事を行っているものを含む。）
 (2) 昭和 57 年 7 月 1 日における政令別表第 1 第 1 号の 2、第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 19 号リ、第
 21 号の 2 から第 21 号の 4 まで、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 64 号の 2、
 第 66 号の 2、第 68 号の 2、第 69 号の 2、第 69 号の 3、第 70 号の 2 又は第 71 号の 2 から第 71 号の 4
 までに掲げる施設のみを同年 12 月 31 日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事
 をしているものを含む。）
- この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事
 業場等以外のものをいう。

別表第 3（第 3 関係 窒素含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	窒素含有量に係る指導値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場 で日平均排 水量が 50 立 方メートル 未満のもの	上乗せ排水基準 が適用されるも の	14 年以前の 事業場等	特定 排水水	付表 2 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄（1）に掲げる値
			15 年以降の 事業場等		付表 2 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄（2）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が 20 立方メートル以上のもの		排水水	1 2 0
2	別表第 1 に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が 50 立方メートル以上のもの				

備考

- この表において「14 年以前の事業場等」とは、特定施設を平成 15 年 3 月 31 日において現に設置し
 ている工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）をいう。
- この表において「15 年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14 年
 以前の事業場等以外のものをいう。

別表第4（第3関係 りん含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	りん含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場 で日平均排 水量が50立 方メートル 未満のもの	上乗せ排水基 準が適用され るもの	14年以前の 事業場等	特定 排水水	付表3の第2欄の業種その他の区分 に応じ、同表第3欄(1)に掲げる値
			15年以降の 事業場等		付表3の第2欄の業種その他の区分 に応じ、同表第3欄(2)に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの		排水水	16
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの				

備考

- 1 この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）をいう。
- 2 この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。